

京都市立病院の今後の在り方検討等に係る業務委託の受託候補者選定について、公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和7年10月1日

京都市長 松 井 孝 治

**京都市立病院の今後の在り方検討等に係る業務委託
プロポーザル募集要項**

1 委託業務の名称

京都市立病院の今後の在り方検討等に係る業務

2 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限

金40,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 応募資格

募集に参加できる事業者は、法人その他の団体で、本業務を実施するうえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 本市競争入札有資格者名簿又は指名競争入札有資格者名簿に登録されている者（公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと）あるいは、本市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- （2）引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- （3）次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- （4）（略）
- （5）前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- （6）京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- （4）賦課されている全ての税（国税及び地方税）を完納していること。
- （5）代表者又は役員等が京都市暴力団排除条例（平成24年京都市条例第45号）第2条に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- （6）国、地方公共団体又は国公立・公的医療機関が策定する行政計画、中期経営計画等の策定支援業務を受託した実績を有すること。
- （7）コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整っていること。

5 質問及び回答

仕様書の内容及び企画提案書の提出に関する質問は、次の各号により行うものとする。

（1）質問受付期間

令和7年10月7日（火）午後5時（厳守）までに、「13 担当課」のメールアドレスに質問内容を送信すること（メールの件名に「【京都市立病院の今後の在り方検討質問】」と記載し、メール連絡の際は電話でも連絡し、メール受信の確認をすること）。

- （2）期限後の質問及び口頭での質問は受け付けない。また、評価等に影響を及ぼすおそれがある内容（参加事業者数・参加事業者名・審査委員等）についての質問は受け付けない。

(3) 回答

令和7年10月9日（木）の午後1時までに全ての質疑及び回答について、京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合には、その旨を京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する。

6 応募申請書及び企画提案書等の提出

参加希望者は、応募申請書（様式1）及び企画提案書等を提出すること。

(1) 提出方法

担当部署へ持参又は郵送（期限内必着の書留郵便に限る。）によること。

(2) 提出期限

令和7年10月14日（火）午後5時（厳守）

※ 期限を超えたものは、いかなる理由をもっても受け付けない。

※ ただし、持参の受付は平日午前9時～12時、午後1時～5時のみ。

(3) 提出書類

ア 応募申請書（様式1）

イ 法人等の概要（様式2）

ウ 類似業務実績一覧（様式3）

エ 予定担当者調書（様式4）

オ 見積書（任意様式）

- ・ 宛先は京都市長とすること。
- ・ 消費税及び地方消費税相当額は10%で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること。
- ・ 企画費等で計上するものについては、単に「一式」とせず、業界平均単価（自社の料金表等）等により積算根拠を明示すること。
- ・ 見積書の対象経費については、本業務に必要な経費を全て計上することができることとする。ただし、人件費については、法定福利厚生費（健康保険、年金、雇用保険、労災保険）以外の福利厚生費は計上することはできない。
- ・ 飲食に係る経費は対象外とする。

カ 企画提案書（任意様式）

- ・ 別紙「審査基準」を参照のうえ作成し、紙文書で10部提出すること。

キ コンソーシアム協定書

- ・ 複数の事業者による共同提案を行う場合は、当該事業者間におけるコンソーシアム協定書を提出すること。

京都市入札参加資格の登録がない場合は、次の書類を提出すること。（各 1 部）

ク 印鑑証明書

ケ 暴力団排除条例誓約書（様式 5）

コ 商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
（写し可。提出日から 3 か月以内のもの。）

サ 直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税及び市町村税納税証明書
（写し可。滞納がないことを確認できるもの。提出日から 3 か月以内のもの。）

(4) その他

ア 提出書類はいかなる理由をもっても返却しない。また、提出期限以降における
企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

イ 採択された提案は、受託候補者選定後、本市との協議により、修正又は変更を
する場合がある。

ウ 提出書類について、公文書公開請求があった場合には、個人情報及び法人の営
業に関する事項を除き、公開することがある。

エ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

オ 提出書類の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

7 受託候補者の選定方法

本要項及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、京都市立病院の今
後の在り方検討等に係る業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が
審査を行い、受託候補事業者を選定する。

なお、審査はプレゼンテーションによることを原則とするが、応募事業者が単独の
場合には、書類審査により受託者を選定する場合がある。

(1) 審査方法

次の方法により審査を行う。

ア プレゼンテーション

企画提案書等に基づく提案者による提案内容の全体説明及び質疑応答

イ 書面審査

企画提案書等の内容審査

(2) 審査日時・場所

ア 日時 令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）（予定）

イ 場所 京都市役所または京都市立病院

※ 詳細な日時及び場所等については、別途通知する。

(3) 審査順

企画提案書等が提出された順（受付順）とする。

(4) 提案及び質疑応答の時間

提案時間は20分間とし、質疑応答は30分間とする。なお、提案者数により変更することがある。

(5) 参加人数及び説明者

参加人数は4名までとする。提案の説明者は、原則として予定担当者調書（様式5）に記載された担当者とする。

(6) 説明方法

事前に提出された企画提案書等（書面）に基づき説明及び質疑応答を行うこととし、当日新たな資料やデータ等の持込みを行わないこと。

(7) 評価方法

別紙「京都市立病院の今後の在り方検討等に係る業務委託公募型プロポーザル審査基準」により評価し、総評価得点が最上位の者を受託候補者として決定し、次に得点が高かった者を次点の事業者として決定する。また、総評価得点は選定委員の採点を合計したものとする（満点480点）。最高得点に同数が出た場合は、見積額が廉価であった事業者を受託候補者とし、見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定する。

なお、事業者が1者であっても本プロポーザルは成立するが、選定については審査委員会で決定することとし、評価が一定点数（合計240点）に満たない場合は選定しない場合がある。

(8) 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に電子メール及び書面により通知するとともに、京都市情報館（本市ホームページ）に掲載する。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、それが判明した時点で失格とする。

- (1) 「4 応募資格」の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 実施要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーション開始時刻までに理由なく会場に到着しなかった場合
- (6) 見積書の金額が予算額を超過した場合

9 委託契約の締結

(1) 契約金額

原則として、提案書類提出時に提出された見積書に記載された金額をもって契約

金額とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者がア及びイの手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定する。

10 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合に契約を解除し、受託者を変更することがある。
また、この場合、委託料は一切支払わない。

- (1) 企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 事務遂行の意思が認められない場合
- (4) 事務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

11 その他

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。
- (4) 本委託業務については、再委託してはならない。ただし、委託業務については、事前に発注者へ書面（再委託先ごとに委託業務内容及び担当者連絡先を明示したものなど）による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本プロポーザルにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等の書類は、京都市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上の地位、財産権その他正当な利益を害すると認められる情報は全部又は一部が非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの契約予定事業者選定前において決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

- (7) 提案者は、公募型プロポーザルの審査結果に異議を申し立てることはできない。

12 スケジュール

① 契約締結まで

令和7年10月1日	公募開始
10月1日～10月7日	質疑受付
10月14日	応募申請・企画提案書提出期限
10月16日（予定）	書類審査・プレゼン審査
10月17日（予定）	結果通知・受託業者決定
10月20日（予定）	契約締結

② 契約後

令和7年11月	調査・分析の実施
11月下旬	調査・分析を踏まえた中間報告
12月12日頃	改革案の骨子の提示
～26日	市及び機構の関係部局の確認・調整
令和8年 1月30日	改革案の骨子の策定

※各業務は、他の業務を進める中で延長し実施することがある。

③ その他

- ・毎週、対面又はオンラインによる報告会を実施する。
- ・その他、必要に応じて対面又はオンラインによる打合せを行う。

13 担当課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前488 京都市役所北庁舎3階

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課（担当：田仲、小笠原）

TEL 075-222-3622

FAX 075-222-4062

e-mail eisei@city.kyoto.lg.jp